

# 一般社団法人 日本ろう者テニス協会

## 倫理規程

### (目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本ろう者テニス協会（以下「この法人」という。）の組織運営および諸事業活動に参画する者および登録する指導者・選手等の倫理に関する基本となるべき事項を定めることにより事業を公正かつ適正に運営し、目的の達成と社会的信用の維持・向上を図ることを目的とする

### (適用範囲)

第2条 この規程における規律の対象となる個人は、定款12条に規定する社員、同15条に規定する理事及び幹事、同30条に規定する名誉会長及び顧問、同40条に規定する委員会委員、当法人に登録を有する選手、スタッフその他これに準ずる個人（以下「登録選手等」という。）とする

2 第3条に規定する遵守事項に違反した登録選手等が、当該違反行為時に前項に該当するときには、懲罰時に当法人に登録を有しないなど、前項に該当しなくても、懲罰の対象とすることができる

### (遵守事項)

第3条 登録選手等、以下の事項を遵守しなければならない

- (1) 法律、条令および規則等に反してはならない
- (2) 公序良俗に反する行為および社会規範に反する行為を行ってはならない
- (3) 日本パラリンピックスポーツ協会(JPC)、全日本ろうあ連盟スポーツ委員会および日本アンチドーピング機構(JADA)等ならびに当法人の定款、規程、規定、指示等に反してはならない
- (4) 暴力、暴言、ハラスメント、差別、ドーピングおよび八百長の不適切な行為ならびにスポーツのインテグリティまたはフェアプレーを著しく害する行為を行ってはならない
- (5) 当法人に関わる一切の者の名誉または信用を毀損する行為をしてはならない
- (6) 人種、性、言語、宗教、政治またはその事由を理由とする国家、個人または集団に対する差別を行ってはならない
- (7) SNS スポーツ庁ガイドラインを遵守しなければならない
- (8) その他、ろう者テニスに関し、品位を失うべき非行を行ってはならない

(懲罰の種類)

第4条 登録選手等が第3条の遵守事項に違反した場合、当該違反事実（以下「懲罰対象事実」という。）をもって懲罰の対象となる

- (1) けん責：始末書を取り、注意し戒めること
- (2) 罰金：一定の金額を当法人に納付させること
- (3) 出場資格の停止:一定期間又は無期限の試合出場資格の停止
- (4) 登録抹消：当法人の登録を抹消し、再登録を認めないこと

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする

附 則

- (1) 本規程は、令和5年12月17日から施行する